

施設使用料の減免について

本市での主な減免内容について

- 施設使用料は、各施設の条例や規定などに基づき減免することができます。
- そのため、減免内容や減免額は、施設によって異なりますが、本市で実施されている使用料の主な減免内容は下記のとおりです。

(単位：千円)

減免対象	内 容	概算金額
子ども	教育機関などの団体利用や夏季期間の個人利用に対する減免	約0.2億円
高齢者	年長者施設利用証を所持する65歳以上の利用者に対する減免	約1.7億円
障害者	身体障害者手帳等を所持する利用者に対する減免	約0.5億円
市の主催事業 共催事業など	市の主催事業、市との共催事業、市が後援名義の使用許可を与えた事業等の利用に対する減免	約4.4億円
認定団体・ 登録団体など	市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育団体、社会福祉団体及び、住民自治組織、又はこれらに準ずると認められる団体の利用に対する減免	約3.1億円
その他		約0.7億円
合 計		約10.6億円

※金額は平成25～27年度決算額の平均